

平成30年4月から 信用保証協会は新たな保証制度に 取り組みます

中小企業・小規模事業者等の様々な場面に 合わせた保証制度の創設・拡充



中小企業者等がライフステージの様々な場面で必要となる資金需要にきめ細かく対応するため、創業や事業承継等に係る保証制度の創設・拡充を行います。

全国規模の経済危機等への備え



リーマンショックや東日本大震災等のような全国規模の危機時に、通常的一般保証とは「別枠」で、迅速な対応が可能な責任共有対象外の危機関連保証制度を創設します。

保証協会と金融機関の連携を通じた 中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上



信用保証協会は金融機関と連携して中小企業者への経営支援を強化するなど、中小企業者の経営改善・生産性向上へのサポートを一層進めます。

具体的な保証制度は裏面へ



明日をひらく中小企業とともに

栃木県信用保証協会

改正・創設される主な保証制度

改正(赤字が改正部分)				創設
制度名	創業関連保証	小口零細企業保証	セーフティネット保証(5号認定分)	危機関連保証
ご利用いただける方	①創業者(創業計画段階にあり今後創業する方) ②創業後5年未満の方 ③中小企業者であって、新たに会社を設立(分社化)する方等	常時使用する従業員が20名(娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5名)以下の方	全国的に業況が悪化している業種に属する中小企業者等のうち、市区町村長の認定を受けた方	大規模な経済危機、災害等の事象による著しい信用収縮が生じ、事業所の所在地を管轄する市区町村長の認定を受けた方
保証限度額	2,000万円 (改正前:1,000万円)	2,000万円 (改正前:1,250万円)	2億8,000万円(別枠)	2億8,000万円(別枠)
保証期間	10年以内 (据置期間12か月以内)	10年以内 (据置期間6か月以内)	運転資金 10年以内 (据置期間12か月以内) 設備資金 20年以内 (据置期間12か月以内)	10年以内 (据置期間24か月以内)
責任共有	対象外(100%保証)	対象外(100%保証)	対象(80%保証) (改正前:対象外(100%保証))	対象外(100%保証)
保証料率	0.80%(※1)	0.50%~2.20%(※1)	0.70% (改正前:0.80%)	0.80%

創設				
制度名	財務要件型無保証人保証	特定経営承継関連保証	事業承継サポート保証	自主廃業支援保証
ご利用いただける方	一定の財務要件を満たし、保証人によらず自社の経営力で資金を調達したい方	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣(都道府県知事)の認定を受けた中小企業者等の代表者の方	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金供給を必要としており、一定の要件を満たす新設持株会社	事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもので、実質的に債務超過でない等一定の要件を満たす方
保証限度額	2億8,000万円	2億8,000万円	2億8,000万円	3,000万円
保証期間	【一括返済】 2年以内 【分割返済】 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (据置期間12か月以内)	運転資金 10年以内 (据置期間12か月以内) 設備資金 15年以内 (据置期間12か月以内)	15年以内 (据置期間24か月以内)	1年以内 (終期は解散予定日より前)
責任共有	対象(80%保証)	対象(80%保証)	対象(80%保証)	対象(80%保証)
保証料率	0.45%~1.90%(※1)	0.45%~1.90%	1.15%	0.45%~1.90%

(※1)当協会の定めにより、引き下げた保証料率を適用する場合があります。

(※2)信用保証協会、金融機関等による審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

